

実績評価書(案)

資料2-1

(厚生労働省28(Ⅲ-5-1))

施策目標名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること							
施策の概要	本施策は、次のことを推進するために実施している。 ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされている。 ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができるとされている。 ○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者及び使用者団体関係者に対するセミナーを国内や海外進出先において行うことにより、また国内外の労働関係情報の労使関係者への情報提供等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としている。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第6号、雇用保険法施行規則第115条第13号							
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	759,383	786,840	763,803	755,525	725,672	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	759,383	786,840	763,803	755,525	725,672	
執行額(千円、d)	694,415	759,056	665,742	集計中				
執行率(%、d/(a+b+c))	91.4%	96.5%	87.2%					
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを直接的に確認できると考えている。 平成19年度から23年度までの第2期では毎年度50%を目標としていたが、平成24年度に目標値を75%に引き上げたところだが、平成19年度以降の平均値が84.5%であることから、平成28年度は85%を目標としたい。 なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	○	
		-	79%	90%	87%	88%	90%	75%		
年度ごとの目標値			75%	75%	75%	75%	85%			
測定指標	指標2 新規申立事件の終結までの平均処理日数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいるが、更なる迅速化を進めるため、労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標として、第3期にあたる平成23～25年においては「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」としていた。これを、第4期の平成26～28年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」と変更し、第5期の平成29～31年においても引き続き「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」という達成目標を定めていることから、左記指標を策定することとし、目標値を平成29年～31年は1年3か月以内とした。 なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年			
		-	385日	362日	468日	576日	546日	1年3か月以内	△	
年度ごとの目標値			1年6か月以内	1年6か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内			

指標3 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である場合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
	労働争議のあつせん、調停、仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が求められている現状があり、当該数値を測定し、目標を100%とした。なお、中央労働委員会では、年度ではなく各年の数値を集計しているため、実績値は暦年の数値を計上している。							
	実績値					目標値	主要な指標	達成
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年		×
100%	57%	100%	100%	50%	100%			
年度ごとの目標値	100%							
【参考】指標4	実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③
	総合判定	(判定結果) B
		(判定理由)
		指標1については、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が平成25年度以降85%以上で推移しており、この観点からは達成目標に向けて、現行の取組が有効かつ効率的に実施されている。 また、指標2及び指標3については、目標を達成した年はもとより、困難事案の増加により目標を達成できなかった場合でも、事件の処理日数の短縮化や労使紛争の早期かつ適切な解決を図るべく、労働委員会の委員を中心に対応を検討し更なる改善を図っているものである。このため、現行の取組は概ね有効かつ効率的に実施されていると評価できる。 以上より、目標達成に向けて進展ありと評価した。
	施策の分析	(有効性の評価)
指標1については、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が平成25年度以降85%以上で推移しており、本施策は有効であると評価できる。 指標2については、評価期間の前半は目標を達成したものの、後半は困難事案が増加していることなどが事件の処理状況に影響を与えていると考えられる。現在、目標達成に向けた確実な取組を行うため、委員を中心として検討し、既に、期日の設定の工夫や事件処理スケジュールの徹底等の改善策を講じており、足元では改善傾向にある。 また、指標3については、目標の達成率が50%(28年度)となった年もあるが、これは労使双方が受諾できる適切なあつせんを目指し、解決までに時間を要した事件があったことによるものである。そして、その他の紛争は早期かつ適切に解決されている。 このため、概ね有効に取組が行われていると評価できる。		
(効率性の評価)		
次期目標等への 反映の方向性	(現状分析)	
	測定指標1の実績値より、安定的な労使関係が着実に確立している。 また、指標2及び指標3については、平成24年度から平成29年度までの5カ年で約30百万円削減しており、不当労働行為事件の平均処理日数及び労働争議調整事件の終結までの処理日数が目標期間を越えた事件もあるため、各事件の内容等に即した適切な対応を行うことなどにより、より一層効果的な取組を行う必要がある。	
	(施策及び測定指標の見直しについて)	
	今後とも労使関係が安定的に推移するよう、事件の処理日数の短縮化や労使紛争の早期かつ適切な解決を図ることなどを通じて、より有効かつ効率的な施策の実施に努める。	
	(予算要求について)	
	(税制改正要望について)	
	(機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用

参考・関連資料等	労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html 行政事業レビュー(安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf/469.pdf 行政事業レビュー(国際労働関係事業費) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf/470.pdf
----------	---

担当部局名	労働基準局労働関係法課 中央労働委員会事務局総務課	作成責任者名	労働関係法課長 大隈俊弥 総務課長 寺山洋一	政策評価実施時期	平成29年7月
-------	------------------------------	--------	---------------------------------	----------	---------